

◎新潟県告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和5年5月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 県道 滝谷村松線
- 2 供用開始の区間
長岡市村松町字早道場1597番5から同市村松町字山王1791番2まで
- 3 供用開始の期日 令和5年5月2日